

高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高松中央商店街が、地域のニーズや外部環境の変化に対応するため、人材育成、ノウハウの蓄積及び独自性の創出に取り組みながら、商店街ビジョンの策定及びその実現のために実施する伴走型支援に要する経費の一部について、予算の範囲内で高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、未来を志向する高松中央商店街を後押しし、もって中心市街地の活性化及び地域経済の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高松中央商店街 次のアからクまでに掲げる商店街振興組合をいう。

ア 高松兵庫町商店街振興組合

イ 高松片原町西部商店街振興組合

ウ 高松片原町東部商店街振興組合

エ 高松丸亀町商店街振興組合

オ 高松ライオン通商店街振興組合

カ 高松南新町商店街振興組合

キ 高松常磐町商店街振興組合

ク 高松田町商店街振興組合

(2) 高松中央商店街等 高松中央商店街及び高松中央商店街振興組合連合会をいう。

(3) 商店街ビジョン 伴走支援を受けて、高松中央商店街の取り巻く環境、組織の現状及び課題並びに高松中央商店街の強み・弱み等の分析を十分に行った上で、目指す将来像、到達目標及び年次ごとの取組内容等を定めた現年度を含む3か年以上の期間にわたる計画をいう。

(4) 伴走型支援 商店街ビジョンの策定に向けた協議への参画、支援制度に関する情報提供、地域との連携及び対外的な情報発信に関する補佐等の

支援をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、高松中央商店街等とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、商店街ビジョンの策定及びその実現のために実施する伴走型支援に係る事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費であって、別表に掲げる経費とする。ただし、その消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費には含まないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、人件費、出張旅費、接待交際費、金券、商品券等の購入費、車両又は不動産の購入費、公租公課、パーソナルコンピュータ等補助対象事業以外の事業への転用が容易と認められる機器等の購入費その他補助金の目的等に照らし適当でないと市長が認めるものは、補助金の交付の対象としない。

3 第1項の規定にかかわらず、暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第14項に規定する暗号資産をいう。）、割引券その他これに類するもの、金券、商品券又は小切手若しくは手形（いずれも他人が振り出したものに限る。）で支払を行った経費は、補助対象経費に算入しない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が50万円を超えるときは50万円を限度とする。

(採択の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業着手前に高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金採択申請書（様式

第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 定款又は規約の写し
- (3) 役員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類
(採択の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、申請内容が次の各号に掲げる基準を満たしているかを審査し、採択の適否を決定するものとする。

- (1) 状況把握・現状分析
- (2) 具体性
- (3) 実現可能性
- (4) 妥当性
- (5) 事業効果
- (6) その他市長が定める基準
(採択の通知)

第9条 市長は、前条の規定により採択の適否を決定したときは、申請者に対し、高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金採択通知書(様式第3号)又は高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金不採択通知書(様式第4号)により、その決定の内容を通知するものとする。

(交付の申請)

第10条 前条の規定による採択の決定の通知を受けた申請者は、高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金交付申請書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第6号)
- (2) 収支予算書(様式第7号)
- (3) 補助対象経費の見積書の写し又は当該見積もりの額を確認することのできる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の適否を決定したときは、申請者に対し、高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金交付決定通知書(様式第8号)又は高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金不交付決定通知書(様式第9号)により、その決定の内容及び交付の決定の場合にあってはこれに付する条件を通知するものとする。

(着手届及び完了届)

第13条 第11条の規定による交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に着手したときは、高松市高松中央商店街伴走型支援事業着手届(様式第10号)を、当該事業が完了したときは、高松市高松中央商店街伴走型支援事業完了届(様式第11号)を直ちに市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第14条 補助事業者は、補助事業を変更しようとするときは、あらかじめ高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金変更交付申請書(様式第12号)に次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合を除く。

- (1) 変更後の事業計画書(様式第6号)
- (2) 変更後の収支予算書(様式第7号)
- (3) 変更の内容を確認することのできる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、第1項の規定により提出のあった変更の内容を承認する場合は、必要な条件を付し、又は第11条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により提出のあった補助事業の変更の承認をしたときは、高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第13号）により補助事業者へ通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第14号）を市長へ提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、第12条の規定を準用する。

（実績報告書）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了の日から起算して20日を経過する日又は当該交付決定を受けた市の会計年度の3月19日のいずれか早い日までに高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金実績報告書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

（1） 事業実績書（様式第16号）

（2） 収支決算書（様式第17号）

（3） 策定した商店街ビジョンに関する書類

（4） 補助事業の執行において締結した契約書、請書等の写し

（5） 完了報告書又は納品書等の写し

（6） 補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類

（7） 補助事業の成果を確認できるもの（機器の設置、改装工事等にあつては、着工前としゅん工後が分かる写真）

（8） その他市長が必要と認める書類

（交付指令等）

第16条 市長は、前条の規定により提出を受けた実績報告書によりその内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助事業が申請のとおり完了したことを確認したときは、高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金交付指令書（様式第18号）により補助事業者へ通知し、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長へ提出しなければならない。

(事業効果の調査)

第17条 市長は、補助事業の効果を把握するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対し事業効果に関する調査を実施することができる。

2 補助事業者は当該調査に対し、速やかに応じなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(書類等の整備)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について書類を整理し、かつ、当該帳簿及び書類を補助事業が完了した日（補助事業廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具その他財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 市長は、前項の規定により市長の承認を受けて補助事業者が取得財産等を処分した場合において、補助事業者に収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(検査等)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせることができる。

2 補助事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(交付の取消し等)

第21条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) この要綱の規定に違反したとき。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、不正の行為があった場合等、市長が補助金の交付の決定を取り消す必要があると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める

附 則

この要綱は、令和6年4月5日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費
謝金、旅費（専門家、講師等）、広告宣伝費、会場借上料、会場整備費、印刷製本費、資料作成・購入費、通信運搬費（商品等・チラシ等の転送費）、教材費、調査研究費、研修受講料、映像制作費、委託料（補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の者に委託するために必要な経費をいう。）、専門家から総合的にコンサルティングを受けるための経費

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
役職氏名

高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金採択申請書

次の計画により事業を実施したいので、高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、申請に関する情報について、市が必要な範囲で、関係機関に情報提供することに同意します。

1 事業名

2 添付書類

- （1） 事業計画書（様式第 2 号）
- （2） 定款又は規約の写し
- （3） 役員名簿
- （4） その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

1 商店街の概要

名 称		設立年月日	年 月 日
所在地	(〒 -)		
代表者 氏 名		組合員(会員数)	
担当者名		担当者連絡先	
店舗数 (A)		(A)のうち、 空き店舗数	

2 商店街の内容

(1) 商店街の特徴

(2) これまでの主な取組実績

(3) 本事業を実施するに至った背景及び目的

3 事業の内容

商店街の魅力や強み	商店街の弱み・課題
商店街にとってのプラスの外的要因	商店街にとってマイナスの外的要因



上記を踏まえた商店街が目指すこれからの将来像



上記の将来像を具現化するために、現段階で検討している取組内容
その想定される効果

※審査の際に重要な資料となりますので、具体的かつ分かりやすい記載を心掛けてください。

※その他取組内容が具体的に分かる資料があれば、添付してください。

3 商店街の実施体制

氏 名	役 職	店 舗 名

※必要事項を様式各欄内に記載しきれない場合は、様式の各欄を適宜拡大して使用してください。

様式第3号（第9条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金採択通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金の採択については、補助金交付の対象事業として採択したので、高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

様式第4号（第9条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金不採択通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金の採択については、補助金交付の対象事業として不採択となったので、高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
役職氏名

高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金交付申請書

次のとおり高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金の交付を受けたいので、高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助対象 経費合計額	円			
交付申請額	円			
申請 担当	氏名		役職	
	電話番号			
	E-mail			
添付書類	(1) 事業計画書（様式第 6 号） (2) 収支予算書（様式第 7 号） (3) 補助対象経費の見積書の写し又は当該見積りの額を確認することのできる書類 (4) その他市長が必要と認める書類			

様式第6号（第10条関係）

事業計画書

1 商店街の概要

名称		設立年月日	年 月 日
所在地	(〒 —)		
代表者 氏名		組合員 (会員数)	
担当者名		担当者 連絡先	

2 事業概要

事業内容	(実施する予定の事業が複数ある場合は事業別に具体的に記載してください。)
事業実施による 想定する効果	
事業の効果を 高める工夫	
事業実施後の 検証項目	
その他申請 予定の支援 制度	

※必要事項を様式各欄内に記載しきれない場合は、様式の各欄を適宜拡大して使用してください。

3 実施体制

区分	氏名	役職	所属（店舗名）
マネージャー			
プレイヤー			
オーガナイザー			
アグリゲーター			
サポーター			

※記載欄が足りない場合は、適宜枠を追加してください。

※マネージャー 地域の持続的発展に取り組む中核的な人材をいいます。

※プレイヤー マネージャーやオーガナイザーに対し、主体性と責任をもって、協力・連携する地域内外の組織・人材をいいます。

※オーガナイザー マネージャーが所属し、アグリゲーター及びプレイヤーと連携して取組の中心となる組織をいいます。

※アグリゲーター 主に広域に対し、地域の持続的発展に資する商品又はサービスを提供する組織をいいます。

※サポーター オーガナイザーに対して支援を行う支援機関をいいます。

様式第7号（第10条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
計		

※国及び地方公共団体の補助金を充当する場合は、支援制度と活用する事業名を内訳欄に記載してください。

2 支出の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
計		

※支出の部の区分の欄及び摘要の欄には、支出の用途（〇〇に係る消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、委託料、報酬、賃金など）の具体的な記載をしてください。

※補助申請額は様式第5号の交付申請書に記載する交付申請額の金額と一致させてください。

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 1 2 条の規定により通知します。

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及びその内容は、上記日付で申請のあった補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費の額及び補助金の交付予定額は、次のとおりとする。
 - (1) 補助対象経費の額 金 円
 - (2) 補助金の交付予定額 金 円
- 3 交付の条件
 - (1) この補助金は、要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
 - (2) 補助事業が完了したときは、その完了をした日から起算して 20 日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度の 3 月 19 日のいずれか早い日までに、高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金実績報告書（様式第 15 号）に関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。
 - (3) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
 - (4) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
 - (5) 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第9号（第12条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金の交付については、交付をしないことに決定したので、高松市高松中央商店街伴走型事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

交付をしない理由

様式第10号（第13条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
役職氏名

高松市高松中央商店街伴走型支援事業着手届

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知
を受けた補助事業に、次のとおり着手したので、高松市高松中央商店街伴走
型支援事業補助金交付要綱第13条の規定により届けます。

事業予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
役職氏名

高松市高松中央商店街伴走型支援事業完了届

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業が、次のとおり完了したので、高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により届けます。

補助事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
 名 称
 役職氏名

高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、次のとおりその内容を変更したいので、高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更する事項		
変更の 内 容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更後の補助 対象経費合計額		円
変更後の 交付申請額		円
添 付 書 類		(1) 変更後の事業計画書（様式第 6 号） (2) 変更後の収支予算書（様式第 7 号） (3) 変更後の内容を確認することのできる書類 (4) その他市長が必要と認める書類

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、次のとおり決定したので、高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 1 4 条第 3 項の規定により通知します。

1 変更の内容

2 変更後の補助金の交付予定額 円

3 交付の条件

- (1) この補助金は、要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- (2) 補助事業が完了したときは、その完了をした日から起算して 20 日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度の 3 月 19 日のいずれか早い日までに、高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金実績報告書（様式第 1 5 号）に關係書類を添えて市長に提出しなければなりません。
- (3) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- (4) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (5) 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
役職氏名

高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金中止（廃止）承認
申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金交付要綱第14条第4項の規定により申請します。

中止（廃止）の理由	
中止（廃止）予定年月日	年 月 日
中止の場合の再開予定年月日	年 月 日

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
 名 称
 役職氏名

高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、実績報告をします。

補助金の額	円
事業完了 年 月 日	年 月 日
添付書類	(1) 事業実績書（様式第 16 号） (2) 収支決算書（様式第 17 号） (3) 策定した商店街ビジョンに関する書類 (4) 補助事業の執行において締結した契約書、請書等の写し (5) 完了報告書又は納品書等の写し (6) 補助対象経費を支払ったことを確認することができる書類 (7) 補助事業の成果を確認できるもの（機器の設置、改装工事等にあっては、着工前としゅん工後がわかる写真） (8) その他市長が必要と認める書類

※交付申請時に提出した見積書と内容が異なる場合は、支払った経費の内訳がわかる書類も添付してください。

事業実績書

1 事業内容

事業実施内容	（※軽微な変更があった場合は、その内容も具体的に記載してください。）
事業実施による効果	
今後の課題・改善点	
次年度以降の主な取組	
次年度以降のスケジュール	

※事業が複数ある場合は、事業ごとに項目を分けてわかるように記載してください。

様式第17号（第15条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	差 増 減	引 額	摘 要
	円	円		円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	差 増 減	引 額	摘 要
	円	円		円	
計					

※収支予算書と対比できるように記載してください。

※補助申請額は様式第15号の実績報告に記載する補助金の額の金額と一致させてください。

様式第18号（第16条関係）

高松市指令第 号

様

年 月 日付けで申請のあった高松市高松中央商店街伴走型支援事業について、次のとおり条件を付けて補助金として 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市高松中央商店街伴走型支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- 2 補助事業実施による効果を把握するため補助事業者に対し事業効果に関する調査が実施された場合は、補助事業者は、遅滞なく、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければなりません。
- 3 補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければなりません。
- 4 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具その他財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはなりません。
また、市長の承認を受けて補助事業者が取得財産等を処分した場合において、補助事業者が収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあります。
- 5 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- 6 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 7 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。